

令和 7 年 8 月 8 日

見積参加希望業者 各位

(盛岡市に本社を有する「産業機器類」－「工作機器」及び「農業機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長澤 秀則

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積に付する事項

- (1) 件名 ポンプ場備品(充電式ヘッジトリマほか2品目)の購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市上下水道局下水道施設管理課(盛岡市東安庭二丁目8番3号)
- (4) 納入期間 契約締結日の翌日 から 令和7年10月8日(水)まで

2 契約条項を示す場所 盛岡市上下水道局下水道施設管理課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和7年8月22日(金) 9時00分 から 12時00分まで
- (2) 盛岡市上下水道局 下水道施設管理課(盛岡市東安庭二丁目8番3号) 執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 物品購入契約書による。(契約金額が50万円以下の場合は省略)

6 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。

(3) 見積の無効 心得第9の規定に該当する見積

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年8月19日（火）12時までに電子メール又は文書（ファックス可）により下水道施設管理課あて提出すること。回答は見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和7年8月20日（水）までに回答する。

盛岡市上下水道局 下水道施設管理課（盛岡市東安庭二丁目8番3号）

TEL：019-624-4332 FAX：019-622-4290

電子メールアドレス：sisetukanri@city.morioka.iwate.jp